

運送業の労務管理のことなら何でもご相談ください！

平成24年4月に発生した関越道高速ツアーバスの事故以来運送業界全体で「安全」を確保するための規制が強化されています。運転時間の問題、拘束時間の問題、時間外手当の問題、点呼の確実な実行等々全ての問題は賃金＝就業規則に関わってきます。従って、会社を守るためには、どうしても働く人達を納得させることのできる就業規則や賃金規程が必要となります。運送業専門の当事務所がお役に立ちます。

会社を守るための就業規則・賃金規程等の作成

- ①雇用契約は作成しておられますか？ *最初の雇用契約が肝心です。
- ②貨物の事業者様は運行時間を運転手さん任せにしていますか？
*残業手当問題等のトラブルを未然に防ぐためには時間管理が必要です。
- ③運転手さんが労働基準監督署へ告発したという様なことはありませんか？
*トラブルを未然に防止するためには就業規則と賃金規程の見直しが必要です。
- ④事故を起こしてしまった運転手さんにはどの様な責任をと困ったことはありませんか？
*事故処理規程等を作成しておかないと問題が発生する可能性があります。
- ⑤手待ち時間が多い、残業、深夜、休日手当等々が多くなってしまい困ったということはありませんか？ *賃金規程をきちんと作成しておかないとトラブルになります。
- ⑥拘束時間で賃金を計算されていませんか？
賃金は労働時間で計算します。(休憩時間は、労働時間には入りません。)

社会保険料を削減するための方法

- ①健康保険と厚生年金の保険料は、毎年4月、5月、6月の3ヶ月間に支払った賃金額により確定します。*支払う時期が問題です。
- ②賃金には、基本給、歩合給、通勤手当等の手当が含まれてしまいます。
*ほとんどの賃金は保険料に反映するという前提で賃金規程を作成すべきです。
- ③実費弁償的なもの(出張旅費等)については、賃金に含まれません。
*社会保険料を合法的に削減するためには検討の余地があります。
- ④1ヶ月の労働日数又は1日の労働時間が一般社員の3/4以内であれば社会保険に加入する必要はありません。
*短時間労働者、60歳以上の方の働き方を考える場合には検討すべき方法です。
- ⑤その他社会保険料削減のための方法はあります。

まだまだ使える助成金は沢山あります

- ①キャリアアップ助成金
 - ・有期契約労働者、短時間労働者、無期契約労働者、派遣労働者といった非正規の労働者を正社員に転換した場合の助成金(1人につき40万円)
 - ・人材育成 - 有期契約労働者等に一定の職業訓練を行った場合の助成金
 - ・処遇改善 - 有期契約労働者等の基本給を3%以上増額させた場合の助成金
- ②業務改善助成金
 - ・この助成金は、時間換算で時給800円未満の従業員を雇用している事業主が対象で、時間換算で40円以上引き上げ、結果として800円以上になるよう最低賃金を引き上げた事業主で、その改善のために要した費用の半分を助成する制度です。
- ③若者チャレンジ奨励金
 - ・非正規雇用の35歳未満の未経験者を教育訓練した場合は、1人当たり月額15万円で且つ訓練終了後正社員として雇用した場合は、2年間で1人当たり合計で100万円を助成する制度です。

センナ行政書士・社会保険労務士事務所
新潟市中央区上所上2丁目12番2号
TEL: 025-278-8961 FAX: 025-278-8962

※ 出張無料説明会の申込書は裏面にあります。

無料出張説明会申込書

平成 年 月 日

センナ行政書士・社会保険労務士事務所 御中

【申込者の氏名及び住所】

会社名

住 所

ご担当者名

E:mail

電話番号

F A X

【ご希望の日時について】（ご希望の日時をお書きください）

平成 年 年 日 時

※最終的な日時につきましては当事務所の担当者より電話をさせていただいた際に打ち合わせさせていただきます。

【説明を希望される内容について】（次の①から⑤の該当される方に○印をお願いします。何項目でも結構です。）

①就業規則・賃金規程について

②三六協定や変更労働時間制の協定について

③改善基準の内容について

④助成金について

⑤その他労務管理に関すること（具体的な内容をお書きください）

[]

※説明会をご希望の方は上記の項目に必要事項を記載いただいた上そのまま下記の番号へF A Xでお送りいただけますようお願い申し上げます。

F A Xをいただき次第ご担当者様に当事務所の担当者から電話をさせていただき説明会開催の日時、内容等々について打ち合わせをさせていただきます。

※お申込みはF A Xで  025-278-8962